



乳幼児医療無料化

問 乳幼児医療費の無料化について聞く。

答

子育て世代の経済的支援として前向きに検討する。

問 小学校入学前までの乳幼児医療費の無料化について聞く。

町長 本町での乳幼児医療費の平成17年度の受給者数は、3歳未満・422人、3歳以上から就学前・503人であり、医療費支給額は、3歳未満で1258万2千円、3歳以上から就学前まで、439万円を助成している。これを県と町でそれぞれ1/2を負担し実施している。

福岡県内市町村での乳幼児医療制度の状況は、平成18年4月現在で、69市町村のうち42（60%）市町村が県の要綱に準じて実施して

いますが、これ以外の市町で、年齢を1歳引き上げる・2歳引き上げる等の独自制度を設け、3歳以上から就学前までの外来の個人負担分の医療費の支給を市町単独事業として実施されている。

現段階で外来の個人負担分の医療費の対象年齢を1歳引き上げた場合、年間600万円の財政負担が伴うものと試算している。

今後、国の乳幼児医療制度改革の動向を見極めながら、近隣自治体の状況も考慮し、町の財政計画とも調整しながら、考えていきたい。

急速な少子化の進行の中で、子育て支援の充実については、国も総合的に取り組みを推進しているところであり、本町においても、平成17年3月に大木町次世代支援行動計画を策定し諸施策に取り組んでおり、子育て世代の経済的支援として、総合的な見地から前向きに検討を進め結論を出したいと考えている。

問 住民税の値上げによる国保や介護保険など税の全般について聞く。

町長 平成19年度から個人住民税が変わっているが、これは国から地方へ税源が委譲されたために変わったもの。これによる所得税と住民税を合わせた負担は基本的に変わらないものと制度設計されており、負担額の増加はないが、これ以外の要因として、暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、平成19年に廃止されたことが、負担増となっている。また、高齢者非課税措置が廃止されたことも該当者の方には負担増となっている。

今回の住民税の増加に伴い国民健康保険税や介護保険料の影響については、大木町の場合、住民税と国民健康保険税や介護保険料との関連はないので、税源移譲による影響もないと考える。

問 住民税の増加を福祉に要望。使途について聞く。

町長 本年度から行われる3兆円規模の所得税から住民税への税源移譲による住民税の増収分は、三位一体の改革による国庫負担金の改革や地方交付税の見直しによる町の一般財源の負担増に充てることになると考えている。なお、定率減税の廃止に伴う住民税の増収分も、平成18年度まで定率減税による減収額を補ってきた減税補填債が廃止されたため、実質的には余り増収にならないと想定し予算編成を行っている。

今後の新たな行政需要の対応については、町税の自然増や経費削減により生じた財源を充てることになると考えているが、行財政改革なかばであり、事業の見直し・縮減も視野に入れたら総合的な観点から行政運営に当たっていききたいと考えている。